



回覧しましょう (have(持つ)から be(在る)へ) 令和6年(2024)3.1 弥生(NO.365)



# ペルダ通信



メール・アドレス [hi-perda@shine.tnc.ne.jp](mailto:hi-perda@shine.tnc.ne.jp) URL <http://www.hi-perda.com>

●気づきが自分を変えていく ●ひとにやさしくしごとにきびしく  
社会保険労務士法人ペルダ・コンサルティング：労働保険事務組合静岡経済協会：静岡県中小企業家同友会会員  
会社のメンタルヘルスは社員の気持ちをよく聴き話せば社員も職場も活き活き



バランスの取れた食事はバランスのとれた心と身体をつくる毎日おいしくしっかり三食

3月は卒業シーズン。一つの節目、4月からは進学、就職など新たなステージが待っています。日本では入社し、研修を行い配属される。これが就職でなく就社といわれる所以。いろいろなことに挑戦していくことが大切！とにかくやってみよう



## ✓ 労働条件 明示のルールが変わります②(2024年4月1日より)

労働条件の明示は、書面で行うことが原則です。今回の改正で、4月1日以降に求人票をハローワークに提出する際に次の3項目を記載する必要があります。  
i.従事すべき業務の変更の範囲=①採用後の業務内容を変更する予定がない場合は、「仕事の内容」欄に、「変更範囲：変更なし」と記載する。  
②将来の配置転換など、雇入れ直後の業務と異なる業務に配置する見込みがある場合には、「仕事の内容」欄に変更が予定される業務を記載する。  
ii.就業場所の変更の範囲=雇入れ直後の就業場所と異なる就業場所に配置する見込みがある場合は、「転勤の可能性」欄に、「1.あり」として、転勤の範囲を明示する。  
また、4月1日以降に雇用契約書（労働条件通知書）も項目が追加された新様式を使用してください。  
4月1日以降分について、3月に契約の更新等をする場合も新様式で作成することをお勧めします

## ✓ 社会保険加入要件が拡大されます(令和6年10月1日～)

令和6年10月1日より、パート・アルバイトの加入要件が拡大されます。対象は、被保険者数が51人以上の企業で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。「51人以上企業」とは、企業の被保険者の総数で、法人は、同一法人格に属する（法人番号が同一）すべての事業所の被保険者の総数をいい、個人事業所は、適用事業所単位の被保険者となる。

加入対象（短時間労働者）の要件は、次の項目すべてを満たす人は加入しなければなりません。

\*週の所定労働時間が20時間以上 \*月額賃金が8万8千円以上 \*2ヶ月を超える雇用の見込みがある \*学生ではない

## ✓ 高年齢雇用継続給付 段階的に縮小される(令和7年4月1施行)

高年齢雇用継続給付制度は、5年以上被保険者期間がある60歳以上65歳未満の雇用保険被保険者であって、60歳以後の毎月支払われる賃金が、60歳時点の賃金額の75%未満で雇用を継続する被保険者に対し、65歳に達するまでの期間、60歳以後の各月の賃金の最高15%を支給するものです。改正は、令和7年4月2日に60歳になる被保険者から給付率が10%に縮小され、その後段階的に廃止になります。今現在では、いつ廃止になるかはわかりません。

雇用継続給付金の給付を前提で60歳以降給与を下げてきた企業は、制度変更を考えなければならなくななります。高年齢雇用継続給付金がなくなった場合、給与はそのままでいいのか、高齢者のモチベーションの低下や対象になる被保険者について給与を上げるとなれば、人件費の上昇になります。現在の対象者とのバランスも考慮する必要があります。



## V. 一企業の安全配慮義務とはー

### (1) 安全管理上の配慮義務

雇用契約は、労働者の労務提供と使用者の報酬支払を内容とする有償双務契約である。労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の施設や器具等を使用して労務の提供を行うから、使用者は報酬の支払義務と、労働者が労務を提供するために設置する場所、設備もしくは器具等を使用し、又は使用者の指示で労務を提供する過程で、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務（「安全配慮義務」という。）負っている。労働契約法でも、「労働者の安全への配慮」として「使用者は、労働契約に伴い、労働者が生命、身体等の安全を確保して労働することができるよう、必要な配慮をしなければならない」と規定している。したがって、人を採用すれば、労働契約に付随する義務として、労働安全衛生法や労働基準法を守って使用することは当然である。安全配慮義務を使用者が怠ったため、労働災害や職業性疾病が発生すると、労災保険だけでなく民法上の損害賠償義務が生じる。

### ✓ 労働災害発生状況（静岡労働局：令和5年12月末現在）

令和5年12月末現在の業務上の災害（新型コロナ除く）は4,093件、うち1,057件が転倒災害で全体の約26%で、次いで「墜落・転倒」15%、「はざまれ・巻き込まれ」14%の順となっている。転倒災害の被災者の年代別では、60代31%、50代27%、70代以上が15%で50代以上が773人で全体の73%を占めている。転倒災害の防止策として、「ぬかづけ運動」を行う。●ぬれた場所＝床の水たまりや氷、油、粉類など危険な場所を見つけ対策する。●かいだん＝階段や段差のある場所など、転倒リスクのある場所に対して対策する。●かたづけ＝身の回りの整理整頓など、日々、作業者へ意識づけを行う。●毎日の運動＝ストレッチや転倒予防体操など行って、転倒しにくい身体づくりを！

### ✓ 自動車運転者を使用する事業場に対する令和4年監督指導状況（静岡労働局）

静岡労働局は、県下7労働基準監督署が令和4年にトラック、バス、タクシーなど自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導状況を令和6年1月29日発表した。対象は111事業場で労働基準関係法令違反が102事業所、改善基準告示違反が70事業場であった。●労働基準関係法令違反事項は、①労働時間（61.3%）②割増賃金（26.1%）③労働時間の状況把握（16.2%）であった。●改善基準告示違反事項は、①最大拘束時間（45.9%）②連続運転時間（45.9%）③総拘束時間（40.5%）④休息期間（40.5%）であった。「荷主特別対策チーム」が発足し、発着荷主に対し改善を働きかける。

「真のリーダーとは 合意を探す者ではなく 合意の形成者となる者である」

—マーティン・ルーサー・キング牧師—

☆労働保険の加入は強制です！ 未加入事業主は、すぐに加入を！

☆ トラックドライバーの残業時間の削減 発荷主と着荷主の配慮が過重労働を防ぐ

☆60時間（1ヶ月）を超える時間外労働の割増率は50%！

☆2ヶ月以内雇用でも、最初から社会保険加入が義務！ ☆高額療養費「限度額申請」を！

☆パート・アルバイト社会保険加入義務化：51人以上（令和6年10月より）

☆車到山前必有路（くるま さんぜんに いたりて かならず みちあり）（進めば 必ず 道開く）

2月1日現在：静岡県人口3,544,597人（前月比3,553人減）：内訳：自然動態3,599人減（出生1,581人・死亡5,180人）、社会動態46人増（転入9,690人・転出9,644人）：世帯数1,515,983世帯（292世帯減）：静岡市人口675,341人（前月比人589人減）：世帯数301,842（40世帯減）